

三 壳薬営業整備促進の通達

昭和十七年

写

衛第一七一六七号

昭和十七年十月十二日

奈良県 警察部長

壳薬営業整備委員会

会長 岡村 一雄殿

壳薬営業整備促進方ニ関スル件

体的実施ノ一步前ニ於テ之ガ進捗ヲ阻害セントシツ、アルノ現況ニアルハ誠ニ遺憾トスル次第ナリ。今ヤ全国大部分ノ各府県ハ整備完了政府ノ要望ニ応ヘテ一路躍進ノ軌道ニ邁進セントシツ、アルノ秋本県ノ実状ヲ省ミテ大和壳薬業界ノ為メ將又統合整備ニ対スル國家ノ方針ヲ遅滞ナラシムルノ責ヲ思ヒ慨歎ニ堪ヘザルモノアリ。

願クバ荏苒整備ヲ遷延スルノ非ヲ思ヒ如上ノ趣旨ヲ体シ更ニ一層委員ヲ督励相励マシ相戒シメ崇高ナル決断ノ力

ヲ發揮シ速カニ生産企業体整備ノ具体的実施ヲ計リ所期ノ目的達成ニ万遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通達候也

三 配置壳薬商業組合役員予選の通知

昭和十七年

昭和十七年十月二十四日

壳薬営業整備委員会

常務委員 殿

第二分科委員 殿

抨啓 秋冷ノ候愈々御清穆ノ段奉慶賀候

ノ示ス企業整備ノ趣旨ヲ体シ銳意之ガ目的完遂ニ全幅ノ努力ヲ払ハレツ、アル委員長以下各位ノ努力ニ対シ満腔ノ敬意ヲ表スル所ナリ。而シテ本年七月五日ノ決議ニ基キ生産販売両部門ニ亘リ着々所定計画ノ進捗ニ万全ヲ期セラレツ、アリト思料スルモ巷間伝フル所ニ依レバ茫漠タル一部論者ノ為メ委員会ノ權威ト全國業界ノ趨勢トヲ省ミズ過般ノ決議ヲ誹謗セントシ為ニ生産部門ニ関シ具

陳者業界ノ整備ニ関シ格別ノ御高配御尽力ヲ賜リ難有奉

深謝候

却説去ル十五日開催ノ委員総会ニ於テ御決議相成候配置
壳薬商業組合創立総会ニ選挙致スベキ理事・監事並ニ続
イテ選挙スベキ總代ニ関シ各選挙区ニ割当テラレタル定
数ノ候補者ヲ予選シ本月末日迄ニ整備委員会会長手許迄
内報相願度候 就テハ公私極メテ御多端ノ折柄誠ニ恐縮
ニ存ジ候得共貴選挙区ニ於ケル候補者ヲ御詮衡被成下度
此儀特ニ御依頼申上候

追而本依頼状ハ整備委員中ノ常務委員及ビ第二分科委

員宛差出シ置キ候間貴選挙区内選出整備委員諸公
ト可然御連絡ノ上適當ニ御取計ヒ相願度何卒万事
宜數御依頼申上候

拝啓 秋冷ノ候愈々御清穆ノ段奉欣賀候
奈良県配置壳薬商業組合設立同意者
全 片山與作
堺 増田弥内
辻利吉

昭和十七年

三 配置壳薬商業組合設立同意者総会

開催の通知

昭和十七年十月二十九日

陳者今般薬業整備ニ依リ設立ニ御同意ノ上既ニ出資口数
引受書御提出ニ相成候奈良県配置壳薬商業組合ノ創立總
会ハ去ル十月十五日開催ノ壳薬商業整備委員総会ニ於テ
大体十一月二十日前後開会ニ内定致候

定款案ニ基キ新設組合ノ理事、監事（計二十二名）惣代
(五十名)ハ申込ノ員数及出費口数ニ拠リ豫メ選挙区別ニ
割当ヲナシ各選挙区ハ割当ヲ受ケタル理事、監事及惣代

ヲ更ニ其ノ選挙区内ノ町村ニ割当ツル事ト相成リ第二選挙区タル高市郡ハ去ル二十六日郡出身整備委員総会ヲ開催致シ委員総会ト同様ノ按分割当致候處天満村、新沢村、金橋村ノ三村ヲ一ブロックトシテ理事一名、惣代三名ノ割当ヲ得候

就而前記割当理事及惣代ノ予選会ニ併セテ整備状況報告ノタメ左記ノ通り商業組合設立同意者総会開催候間万障御繩合セ時間励行御出席相成度此段及通知候也

左記

一日 時 昭和十七年十一月一日午後一時

一場 所 菅原国民学校（天満村根成柿）

通知先 天満、新沢、金橋 同意者へ

四 第五回壳薬營業整備第二分科委員

會議案

昭和十七年

昭和十七年十一月五日（第五回）

壳薬營業整備委員会

第二分科委員會長 藤原駒次郎

議案

第一号奈良県配置壳薬商業組合創立總会ニ関スル件

午後一時 天満、新沢、金橋ノ三村ヲ一ブロックトシテ会合理事一名及総代三名ノ選出方ニ付テ諮ル 総代ハ各村ヨリ一

名選出スルコトトシ各村ヨリ三名宛ノ委員ヲ選ビ之ニ依テ

一定款議定ノ件

商業組合設立同意者総会メモ
昭和十七年十一月一日 於菅原国民学校
商業組合設立ニ依ル総代及理事予選ノ件

(イ) 會議ノ目的タル事項

総代ヲ選出シ、選出ノ総代ヲ加ヘ各村四名ノ委員ニテ（十二名）理事ノ選衡ヲナスコトトシ別室デ協議セラルルモ結論ニ入ラズ日時ヲ改メテ選衡スルコトトシテ四時半解散ス

新沢 米田 正一 中川 房義

増田善太郎（委員）

総代 竹村弥太郎

天満 総代 杉田 久次

金橋 総代 松村

二 組合ノ負担ニ帰スベキ創立費及其ノ償却方法

承認ノ件

金式万円トシ五ヶ年間ニ割賦償還

三 初年度ノ收支予算及分賦収入方法ノ件

四 初年度ノ借入金額ノ最高限度ヲ定ムルノ件

最高限度二十万円

五 取引銀行決定ノ件

株式会社 南都銀行

日本勧業銀行 奈良支店

株式会社 三和信託銀行 奈良支店

(ロ) 創立総会開催場所及日時ニ関スル件

日 時 十一月二十五日十二時三十分

場 所 高市郡畠傍町 建国会館

奈良県配置壳葉商業組合事業計画

書

昭和十七年

二 需要費

		初年度経費予算書	
		款	項
		目	金額
一分 賦 金		分賦金	五、〇〇〇円
二 雜 収 入		雜收入	七一〇
三 事 業 収 益 金		一 預 金 利 子	七〇〇
四 款	支出之部	二 寄 付 金	一〇
五 手 数 料		三、五〇〇	
六 手 数 料		二、五〇〇	
七 金 額		八、二一〇	
八 金 額		二、〇一〇円	
九 摘 要		十〇年千仕 分○收分入二ノ金額 ノ一円五五五、一	
十 摘 要		八〇人平等 分何郡分老𠂇 円人年賦式	
十一 摘 要		二四二八人 人十円ノモ 七〇円ノモ	

4 企業整備

一 通信運搬費	五〇〇円	六 統制費	一一〇円
二 備品費	五〇〇	一 統制額	一一〇
三 印刷費	五〇〇	一 統制費	一一〇
四 消耗品費	五〇〇	三四〇	三四〇
三 雜費	一〇〇	七 負担金	一〇〇
二 会議費	一〇〇	一 負担金	一〇〇
一 会議費	一〇〇	一 負担金	一〇〇
一 役員会費	一〇〇	八 償還金	一〇〇
二 総代会費	一〇〇	一 創立償却金	一〇〇
三 選舉費	五〇〇	九 雜費	五〇〇
一 選舉費	五〇〇	一 雜費	五〇〇
一 選舉費	五〇〇	一 雜費	五〇〇
四 調査研究費	五〇〇	一〇 予備費	五〇〇
一 調査研究費	五〇〇	一 予備費	五〇〇
二 研究費	三〇〇	一 予備費	三〇〇
五 事業費	三〇〇	一 予備費	三〇〇
一 人件費	三〇〇	一 予備費	三〇〇
一俸給	三〇〇	計 金	八、二一〇
		二 一線越金	一、一線越金
		一 一線越金	一、一線越金
四〇年五月十日分 日本統協議会へ分配百四拾円			

設立後直ニ施行スペキ事業

益ヲ受クル外営業上ノ統制ヲ為スモノナリ

一 商品ノ共同仕入

イ 本組合ハ組合員ノ為メ取扱商品ノ共同仕入ヲ為シ
之ヲ割当配給ヲ為スコト

其ノ数量価格左ノ如シ

種類	数量	価額	備考
壳藥	三〇,〇〇〇円	四、八〇円	
丸薬付属品	五〇,〇〇〇	二七	大袋其他五千万個
行商用具	一〇	一	洋傘 地下足袋 風呂敷
計	一四〇,〇〇〇	五、〇〇〇	

ロ 仕入方法

生産統制機関株式会社又ハ工業組合ヨリ共同購入ス

支出之部	科日	金額	摘要
給料	旅費	九、〇〇〇円	事務員・十五人・平均五 十円給
通信費	料	一、〇〇〇	理事及事務員旅費
運賃	料	三、五〇〇	
消耗品費	料	五〇〇	
雜費	料	三〇〇	
合計	料	一九、三〇〇	

収入之部	科日	金額	摘要
仕入手数料	料	二五、〇〇〇円	仕入金五百万円ノ千分ノ

ハ 仕入代金回収方法

商品ノ配給ト共ニ直ニ代金ヲ徵収シテ回収ス

二 共同仕入ニ依ル組合員ノ利益及其ノ概算

共同仕入ニ依リ組合員ノ受クル利益ハ僅少ナルモ運
賃及労力節約ニヨリ或ハ営業ノ節減トナリ相当ノ利

統制	イ 営業方法ノ統制	1 販売地域ノ協定
ルコト		

4 企業整備

ハ 共同仕入

ニ 共同設備利用

ホ 統制ニ対スル違反者ノ発見其他統制上之ガ取締方
法

本事業一ヶ年收支概算左ノ通リナリ

本事業ニ要スル経費ハ一般事務及事業費ノ中ヨリ支出セントス

収支予算書

収入之部

事業収入	一、〇〇〇円
賦役収入	五、〇〇〇
計金	六、〇〇〇

支出之部

給料	二、五〇〇円	年手当五〇円宛 五十人
旅費	七〇〇	旅費
通信運搬費	一、五〇〇	
消耗品費	一、〇〇〇	
雜費	三〇〇	
計金	六、〇〇〇	

三 壳薬生産整備の共助施設要綱案

昭和十七年

壳薬生産整備ニ伴フ共助施設要綱案

(昭和一七、一一、七)

一 壳薬製造廃止者ノ從来製造ニ使用シタル土地建物ハ其ノ所有ニ係ルモノニ就テハ廃止者自体ニ於テ成ル可ク之ヲ処分スルコト、スルモ処分シ得サルモノニ就テハ更生金庫ニ於テ引受クルコト但新企業体ニ於テ使用スペキ見込ノモノニ就テハ府県毎ニ評価委員ヲ選定適正価格ノ査定ヲ挨チ新企業体ニ於テ優先的ニ繼承スルコト、スルコト

二 機械、器具等ニ就テモニニ準スルコト

金庫ニ引渡ヲ為ス場合ノ評価ハ次ノ規準ニ拠ルコト
(イ) 年生産額(定価ニ依ル)一万円以上ノ業者ノ資産ニ就イテハ(一)ノ評価委員ニ於テ之ヲ査定シタル価格ニ拠ルコト

(ロ) 年産額一万円以下ノ業者ノ資産ハ各個評価ニ拠ラ

ス一律ニ三百円トスルコト前項ノ査定ニ拠ル評価額

三百円ニ満タサルトキ亦同ジ

三 原料薬品包装材料ハ原則トシテ新企業体ニ於テ引取ルコト

但新企業体ニ於テ使用ノ見込無キモノハ更生金庫ニ於テ引受クルコト

引取価格ハ原則トシテ公定価格又ハ之ニ準ズル価格ニ拠ルコト

四 手持商品ハ原則トシテ売薬配給統制会社若ハ卸機関又は新企業体ニ於テ引取り其ノ引取価格ハ從来ノ実販売価格トスルコト

但引取得ザルモノハ更生金庫ニ於テ引受クルコト

五 売掛代金ノ回収ニ就テハ別ニ之ヲ講究スルコト

六 実績権、免許権及ビ商標権等ハ新企業体ニ於テ引継クコト、シ更生金庫ニ於テ之ニ共助資金ノ貸付ヲ為スコト

七 共助金ノ算定ハ左記方式ニ拠リ各道府県ニ於テ売薬営業ノ実情、共助資金ノ償還能力等ヲ考慮シ適宜決定コト

スルコト但シ廃業者実績営業年数等ヲ考慮斟酌ス

最近三ヶ年(昭和一四、一五、一六年)平均年実販売高×純利益率×4=共助買収金

八 実販買高ハ税務署ノ査定、地方令ニ依ル申告及ビ當該組合ノ査定等ヲ綜合決定スルヲ原則トスルモ右ニ拠リ難キ場合ハ最近三ヶ年ノ平均定価販売高ニ對シ地方ノ実情ニ応ジ左記係数ヲ乗ジタル積ヲ以テ実販売高ト看做スコト

看做スコト

本舗売薬 ○・六 以内

配置売薬 ○・四五 以内

営業繼續三ヶ年ニ満タザル場合ニ就テモ前項ニ準ジテ実販売高ヲ算出スルコト

九 共助金ノ借受ノ主体ハ新企業体又ハ新企業体ヲ統合スル売薬工業組合トスルコト而シテ借入金ノ償還方法ハ借受主体ノ能力ニ応ジ決定シ売薬営業ノ状態ニ応ジ当初ノ予定ニ斟酌ヲ加フルコト

一〇 新企業体負担ノ共助金ハ営業費中ニ加算スルコト

三七 奈良県配置壳薬商業組合創立総会

奈良県高市郡高取町大字清水谷一〇四一番地
岡村一雄

の招集通知

昭和十七年

設立同意者

會議ノ目的タル事項

殿

一定款議定ノ件

追伸

二 組合ノ負担ニ帰スベキ創立費及其ノ償却方法承認ノ件

三 初年度收支予算及分賦収入方法議定ノ件

四 初年度ノ借入額ノ最高限度決定ノ件

五 積立金其他現金預入決定ノ件

六 理事及監事選任ノ件

七 事業計画承認ノ件

前記ノ目的ニ依リ其ノ事項決議ノ為商業組合他施行規則

第三条三ニ依リ昭和十七年十一月二十五日〇時三十分敵

傍町建国会館ニ於テ商業組合創立総会ヲ招集致候此段及
通知致候

昭和十七年十一月十五日

奈良県配置壳薬商業組合設立発起人総代

◎御依頼ノ件

總会当日ハ相当混雜スルモノト豫想致シマスノデ御
面倒ナガラ此ノ案内状ノ封筒ヲ受付ヘ御提出下サル
様御用意相成度特ニ御願ヒ申上ゲマス

三六 整備地方委員会の開催通知

昭和十七年

昭和十七年十一月廿一日

整備地方委員会

一 売薬請壳免許証下付ニ関スル件

拝啓 晩秋の候愈々御清祥之段奉賀候
陳者来る本月二十一日午前九時より左記案件に付き整備
地方委員会開催致度候条万障御繩合せ御出席被下成度及
御知通候

追而

曩ニ奈良県配置売薬商業組合設立ニ付組合員タル資
格証明ノ為メ申請シタル売薬請壳免許証下付相成リ
タルニ依リ之ヲ交付セントス

二 設立同意者代理権行使ニ関スル件

午後は他に會議有之關係上是非午前中に終了致度
豫定に付其の御心算にて時間励行願度候
昭和十七年十一月十七日

大和売薬整備委員会
会長 岡村一雄

整備地方委員殿

記

十一月二十五日畝傍町建国会館ニ於テ開催スベキ奈
良県配置売薬商業組合創立総会ニハ設立同意者三分
ノ二以上ノ出席ヲ必要トスルニ付キ当日旅行其他ノ
都合上代理人ヲシテ代理権ヲ行使セシメントスル設
立同意者ノ為メニ代理権ヲ証スル書面（創立総会招集
状ニ同封シタル委任状）取集メ方ヲ委嘱セントス

三 其 他

一 奈良県配置売薬商業組合創立総会ニ関スル件

會議開催場所

大和売薬工業組合事務所

三九 売薬整備委員会開催の通知

昭和十七年

拝啓 晩秋の候愈々御清穆の段奉賀候

陳者来る本月二十一日午後一時左記案件に關し整備委員

奈良県配置壳薬商業組合創立総会ニ提出付議スペキ
議案

会開催可致候条万障御総合せ御出席相成度此段及御通知

(別紙)

候也

昭和十七年十一月十七日

大和壳薬整備委員会

会長 岡村一雄

壳薬整備委員殿

記

一 上京報告ノ件

一 壳薬整備ニ関スル件

會議開催場所

大和壳薬工業組合事務所

昭和十七年十一月二十一日(第十一回)

壳薬營業整備委員会

会長 岡村一雄

奈良県配置壳薬商業組合創立総会ノ件

一 委員選任

(イ) 受付係(来賓一般)

(ロ) 会場係

(ハ) 来賓係

協議事項

壳薬營業整備ニ関スル件

第二号

四〇 奈良県配置壳薬商業組合創立総会 の役割分担表

昭和十七年

昭和十七年十一月二十五日

於 建国会館

報告

当日委員役割表ニ依リ午前十時各部署ニ就ク

受付所 入場者名簿ニ照会シ持參ノ封筒整理交

一 世話係

南葛城郡 係長 米田長七

副係長 安田寅吉
副係長 平山太次郎

副係長 松井清次郎
係長 赤井伊太郎

副係長 岡井平造
係長 元根彦三郎

副係長 和田義徳
副係長 北山藤一郎

宇智 吉野郡 係長 辻本嘉八
副係長 出口藤太郎

磯城郡 係長 元根彦三郎
副係長 和田義徳

北葛城郡 係長 赤井伊太郎
副係長 岡井平造

高市郡 係長 平山太次郎
副係長 松井清次郎

高市郡 係長 平山太次郎
副係長 安田寅吉

奈良市外四郡 係長 出口藤太郎

(以下別紙)

二 来賓係

案内 宮本 森本覚次郎 山中 藤本 仲嶋弥

(以下別紙)

◎ (注意) 入場者下足各自保管ノコト

付スペキモノ

定款 議案 順序表

会場

紹介係

一 国民儀礼

二 開会ノ辞

本日出席数名 (内実際出席者数
内議決権委任者数)
三、一四七名
三、五一二名

設立同意者数ニ対シ三分ノ二以上ニ當リ會議ハ

成立ス

三 発起人総代挨拶

岡村 一雄氏

四 経過報告

増田 謙次氏
南 才次郎氏

設立同意者数

五、二三八名
一六、五八〇口

口数

八二九、〇〇〇円
二〇七、二五〇円

総額

五 議事

払込

議長選挙

岡村総代ヲ議長ニ推薦ス

議長席ニ着ク

決議録署名委員 三名ヲ定ムルコト

議案ヲ上程ス

議案（別紙）入場ノ際入口ニテ交付ス

理事、監事選任

右ニ依リ理事ニハ 吉川 菊 植田 章

岡田庄太郎 辻 利吉

米田 長七 藤本作次郎

山田嘉久三 安本 昌作

田中幸次郎 仲嶋弥七郎

前川 義雄 藤原駒次郎

平山太次郎 出口藤太郎

川西 勝美 仲川房次郎
(二六人)

監事ニハ 松井清次郎 辻本 嘉七

高松 市蔵 森田作次郎

岡田末次郎 (五人)

ヲ選任シ本人ノ承諾ヲ得タリ

六 厚生省衛生局長告辭

奈良県知事告辭

七 来賓祝辞

祝電披露

八 講 演

九 役員総代挨拶

一〇 閉会ノ辞

創立総会役割表

一世話係

南葛城郡 係長 米田長七 副係長 安田寅吉

係員 玉巻政吉 富士俊英 吉田政次郎 米田助正

南芳雄 岡本書記 福塚書記

高市郡 係長 平山太次郎 副係長 松井清次郎

係員 中井宗美 植田 章 豊島昌隆 片山與作

森田 一 細川義三 辻 利吉 斎藤信一

森田福賢 中野由太郎 吉原龍藏 吉田重雄

北葛城郡 係長 赤井伊太郎 副係長 岡井平造

係員 安本昌作 吉田檜太郎 友村書記 前田書記

磯城郡 係長 元根彦三郎 副係長 和田義徳

係員 柴田権右衛門 塩野書記

吉野郡 係長 辻本嘉七 副係長 北山藤一郎

宇智郡 係長 広芝新太郎

山辺郡 生駒郡 奈良市 係長 出口藤太郎

添上郡 仁多郡 奈良市 係長 西村清五郎

係員 中村書記

二 来賓係

案内係 宮本宗雄 森本覚次郎 山中富美郎 藤本作

接待係 中島太兵衛 米山元 松原利左衛門 川田滋美 柳生庄蔵 仲川房次郎 北山寛造

中林駒次郎 中島太郎 吉田久四郎 枚本吉蔵 梶谷益次郎 中村玄太郎 米田政次郎

藤原駒治郎 伊藤主事 森村書記 松村書記
藤村書記 森戸書記

第一号議案

定款議決ノ件 別冊

第二号議案

組合ノ負担ニ帰スベキ創立費及其ノ償却方法承認ノ件

創立費金二万円以内

償却方法利益金ヲ償却セントス

第三号議案

初年度ノ収支予算及分賦収入方法議定ノ件

初年度ノ収支予算及分賦収入方法

一 経費収支ノ予算

初年度（昭和十七年十二月分）奈良県配置壳薬商業組合

収支予算書

科	収入ノ部		摘要	要
	目	予算額		
第一款 分賦金				
第一項 分賦金	第一目 分賦金	五,000円		
第二款 手数料	一、五〇〇円	組合員五〇〇人 一人当一円		

四 奈良県配置壳薬商業組合創立総会 の議案

昭和十七年

奈良県配置壳薬商業組合創立総会議案

4 企業整備

第一項 手数料	一、五〇〇〇	
第一目 手数料	一、五〇〇〇	委託仕入代金三〇万円ノ千分ノ五
第三款 雜 収 入	四〇〇〇	
第一項 雜 収 入	四〇〇〇	
第一目 預金利子	三〇〇〇	預金利子
第二目 寄付金	三〇〇〇	寄付金
合 計	六、九〇〇〇	
支 出 ノ 部		
科 目	予算額	摘要
第一款 事 業 費	二、八〇〇〇	要
第一項 統 制 費	六〇〇〇	
第一目 債 納	一、五〇〇〇	書記俸給月額五十円ノモノ十五人 一ヶ月分
第二目 雜 給	二、五〇〇〇	夜勤賄料二十夜分一夜五十銭計一 〇円雜役人夫十日分一日三円此金 三〇円書記賞与七五円
第一項 旅 費	一、〇〇〇	役職員出張旅費
第二項 指導費	一、〇〇〇	講習
第二項 指導費	一、〇〇〇	講話及懇談会費

第二目 奖励費	一〇〇〇	部会並ニ地方支部総会及其他事業 補助金
第三項 調査研究費	二〇〇〇	
第一目 研究費	一〇〇〇	各種研究会 共進会及展示会費
第二目 調査費	一〇〇〇	市況 反路 配置状況並ニ実績等 調査及調査員派遣費
第四項 需要費	一、四〇〇〇	
第一目 備品費	五〇〇〇	机 椅子 戸棚 其他器具新調費
第二目 消耗品費	一〇〇〇	諸用紙 様式用紙 筆 墨 薪炭 其他
第三目 通信運搬費	五〇〇〇	郵便電話電信料及運搬費
第四目 図書印刷費	三〇〇〇	参考図書諸帳簿及印刷代
第五目 雜 費	三〇〇〇	諸雑費
第二款 交際費	一〇〇〇	諸交際費
第一項 報酬及俸給	一〇〇〇	
第一目 実費弁償金	三〇〇〇	
第二目 職員俸給	二、〇〇〇	
第一項 雜 給	一、〇〇〇	
第二項 雜 給	二、〇〇〇	
第一目 雜 給	一、〇〇〇	書記手当月額五円ノモノ四人 丁月額三十円一人書記使丁賞与使 夜勤賄料十夜分一人一人一日三円 使
第二項 雜 給	二、〇〇〇	理事監事計二十一人実費弁償金 一ヶ月分
第一目 旅 費	一、〇〇〇	書記俸給月額平均五十円ノモノ 四人一ヶ月分
第二項 旅 費	一、〇〇〇	役職員出張旅費

	第三項 需要費	二〇〇	諸雜費
第三項 需要費	一、二〇〇		
第一目 備品費	七〇〇	机 椅子 書棚 一台 其他器具購入代 タイ ブライタ	
第二目 消耗品費	五〇〇	諸用紙 電灯 薪炭 其他	
第二目 印刷費及 運搬費	二〇〇 三〇〇	參考圖書 諸帳簿及印刷費 郵便 電信 電話及荷造運搬費	
第四目 通信費及 運搬費	二〇〇		
第五目 雜支出	三〇〇	諸雜費	
第四項 雜支費	三〇〇		
第一目 家屋費	二〇〇	事務所借家賃	
第二目 振金費 替	五〇〇	手數料及用紙代	
第三目 雜費	一〇〇	雜費	
第三款 選舉費	五〇〇		
第一項 選舉費	五〇〇		
第四款 會議費	五〇〇	總代選舉費	
第五款 負擔金	三〇〇		
第一項 會議費	三〇〇		
第一目 會議費	三〇〇	総代会一回一三〇円 役員会二回 一〇〇円	

第一項 負擔金	三〇〇	
第一目 負擔金	三〇〇	日本配資壳業統制協議会負担金
第六款 債却金	五〇〇	
第一項 債却金	五〇〇	
第七款 予備費	一〇〇	組合創立費償却金一ヶ年分ノ十分
第一項 予備費	一〇〇	
第一項 予備費	一〇〇	
第一項 予備費	一〇〇	予算外又ハ予算不足ノ支出ニ充ツ
合計	六、六〇〇	
差引剰余金參百円		

二 分賦收入方法

平等割一人一円十二月中ニ納付セシム

第四議案号

初年度ノ借入金額ノ最高限度決定ノ件

金二十万円

第五号議案

積立金其ノ他現金預入先決定ノ件

株式会社南都銀行

品目	数量	価額	摘要	要
壳藥付属品	一一〇,〇〇〇,〇〇〇 個	四、五〇〇、〇〇〇 円	配置壳藥	
壳藥	一一〇,〇〇〇,〇〇〇 貼	四、五〇〇、〇〇〇 円		

大袋
総合
箱等
造用
器類
(紙又
ハ木
印刷)

其ノ一ヶ年ノ取扱予定数量価額左ノ如シ

(1) 本組合ハ組合員ノ委託ニ依リ左ノ商品及用品ノ

共同仕入ヲナシ之ヲ割当配給ス

甲 設立後直ニ施行スペキ事業

第一事業計画

事業計画承認ノ件

事業計画並ニ予算書

第六号議案

理事及監事選任ノ件

理事十六名 監事五名選任セントス

第八号議案

三和信託株式会社奈良支店
株式会社勸業銀行奈良支店

行商用具	二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	洋傘 背負行李
計	一一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	地下足袋 風呂敷

(口) 仕入方法

組合員ノ委託ニ依リ生産統制機関株式会社又ハ工業組合ヨリ共同購入ス

(ハ) 仕入代金回収方法

取扱品ノ引渡ト共ニ直ニ代金ノ徵収ヲナス

(二) 共同仕入ニ依ル組合員ノ利益及其ノ概算

商品ニ付テ組合員ノ受クル利益ハ僅少ナリト雖用品ニ付テハ規格ノ統一ト価格ノ低廉トナリ殊ニ運賃及労力ノ節減ニ依リ受クル利益ハ相当大ナリ。

概算利益金拾万円

(3) 本事業一ヶ年ノ收支概算左ノ如クニシテ運転資金及其ノ財源ハ別項ノ通ナリ

科目	収入ノ部	要
仕入手数料	金額	摘要

三、〇〇〇、〇〇〇
円
壳藥附屬品及行商用品仕入金額五百
万円ノ千分ノ五

計 三、〇〇〇

科 目	金 額	摘要	要
支 出 ノ 部			
給 料	六、〇〇〇	書記月額五〇円ノモノ十五人一ヶ年分	
雜 給	六〇〇	雜役人夫一日二円ノモノ百日分二〇〇円 使丁月額三〇円一人三六〇円夜勤賄料二〇〇円 ○夜分一夜五十銭一〇〇円	
旅 費	一、〇〇〇	役職員旅費	
賞 与	一〇〇	書記使丁賞与	
備 品 費	七〇〇	机 椅子 戸棚其他器具新調代	
消 耗 品 費	二、〇〇〇	諸用紙 筆墨 電灯料 薪炭其他	
印 刷 費	五〇〇	諸帳簿印刷代	
通 信 及 運 搬 費	三、〇〇〇	郵便 電信 電話料及運搬費	
会 議 費	六〇〇	總代会二回三〇〇円 部長会二回三〇〇円 部長会六回三〇〇	
雜 費	三〇〇	諸 雜 費	
計	一六、三九〇		
差引剰余金五千六百十円			

右乗剩金中統制事業へ一、二一五円 指導研究調査事業へ八〇〇円ヲ繰入レルモノトス

二 営業ノ統制

長期戦態勢下ニ於ケル人的、物的、資源ノ必要ナルハ言ヲ俟タザル所ナリ、今ヤ國家ハ之等資源ヲ各方面ニ要求セラレツ、アリ、我等配置売薬業者殊ニ配給部面ニ携ハル本組合員ハ潔ク從来ノ伝統ヲ捨て、売薬整備要綱ニ示サレタル整理方針ニ即応セントスルモノナリ、茲ニ於テ配置地域ヲ協定シテ重置重複ヲ避ケ以テ人ト物トノ節約ヲ図ルタメ組合員ノ営業ニ関スル統制ヲ行ハントス概要次ノ如シ

(イ) 右ニ関シ組合員及組合員ノ学識経験アル者ヨリ選任セラレタル委員ヲ以テ営業統制委員制度ヲ設ケ隨時統制事項ヲ審議シテ適切ナル運営ニ遺憾無キヲ期セントスルモノナリ

(ロ) 部会ノ設置

本組合員ハ既ニ配置先各府県毎ニ行商最寄会ヲ設置的機関トナシ發展ト利益ノ擁護ヲ図リ来レリ、今回本商業組合ノ設立ヲ機トシテ各府県最寄会ノ發展的解消ヲ為シ本組合ノ指導監督ノ下ニ配置区域ノ協定

4 企業整備

其ノ他必要ナル統制ヲ最モ適正ニ行ハソ為メ各府県
毎ニ部会ヲ組織シテ其ノ目的ヲ達セントスモノナ
リ

(八) 懸場帳簿ノ登録

本組合ハ懸場帳簿ノ所有權ノ保存及新設譲渡或ハ相

続ニ因ル移転及其ノ異動ヲ登録スルモノトス

(九) 仲裁機関ノ設置

本組合員間ニ於テ雇傭人ノ争奪及其ノ他営業上ニ関

シ紛議ヲ生ジタル時ハ之ガ調停ヲ為スモノトス

(十) 統制ニ対スル違反者ノ発見其ノ他統制強化上之ガ 取締方法

本組合ハ統制ヲ確保シ且営業上ノ弊害ヲ矯正スル為

メ取締員ヲ置ク

(イ) 價格ノ統制

配置売薬ノ使命ノ重大ナルニ鑑ミ本組合ハ之ガ仕入
及販売価格ヲ最モ慎重ニ検討シテ適當ナル協定価格
ヲ設ケントス

(ト) 規格統一

取扱商品並ニ営業用品ノ規格ヲ統一シテ原料資材並
ニ労力ノ低減ヲ図リ生産性昂揚ヲ期セントス

(ア) 本事業ノ一ヶ年収支予算左ノ如クニシテ運転資金
及其ノ財源ハ別項ノ通りナリ

支 出 之 部		收 入 之 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
繰 入 金	一、三二〇〇	共同仕入事業剩余金ヨリ補給	
分 賦 金	一〇,〇〇〇〇	分賦金平等割一人二円 五〇〇〇人分	
計	一一、三二〇〇		

科 目	金 額	摘要	要
給 料	二、四〇〇〦〇	書記四人月額五十円ノモノ一ヶ年分	
雜 給	三、〇〇〦〦	手当年額五十円ノ委員五十人分使丁月額 三十円一人雜役夫一日二円ノモノ五十日 分夜勤賄料百六十夜分一夜五十錢	
旅 費	一、〇〇〦〦	役職員旅費	
賞 費	三〇〇〇	書記 使丁賞与	
備 品 費	三〇〇〇	机 椅子 戸棚其ノ他器具講入代 諸用紙 様式用紙 筆 墨 薪炭其ノ他	
消 耗 品 費	一、〇〇〦〦		
印 刷 費	五百〇〇	諸帳簿 参考図書及印刷代	

運通 搬送費	一、五〇〇〇	郵便 電信 電話料及運搬費
雜費	二〇〇〇	諸雜費
會議費	一〇〇〇	總代會 役員會及各種專門委員會費
負擔金	三〇〇〇	日本配置壳藥統制協議會負擔金
計	二、三〇〇〇	
差引剩余金ナシ		

三 営業ニ関スル指導、研究及調査

本組合ハ組合員ノ営業上ニ関スル指導、研究及調査ノ

目的ヲ以テ左ノ施設ヲナス

- (イ) 組合員及其ノ行商従事員ノ知識増進、素質向上ヲ
計ルタメ學識経験者ヲ招聘シテ講習会ヲ開催ス
- (ロ) 本県壳藥ト先進地優良品トノ比較及営業用品並行
商裝備品等ノ時局的改善ノ研究会ヲ開催ス

(ハ) 市況、販売及組合員ヨリ委託アリタル事項等営業
上ノ調査ヲナシ必要ニ応ジ内外各地ニ研究、調査員
ヲ派遣ス

- (二) 本事業一ヶ年ノ収支概算左ノ通りナリ

科 目	金 額	收 入 之 部
指導費	二〇〇〇円	講習 講話及懇談会
研究費	一〇〇〇円	各種研究会 共進会及展示会費
調査費	五〇〇〇円	市況 販路其ノ他調査及調査員派遣
計	八〇〇〇円	
差引総剩余金参千六百円		

四 以上本組合事業ヲ施行スルニ要スル運転資金及其ノ
財源ハ左ノ如シ

共同仕入運転資金三十万円ニシテ出資第一回ノ払込金
及借入金ヲ以テ充当ス

- 乙 設立後漸時施行スベキ事業

一 共同設備

(イ) 本組合ハ左ノ施設ヲナシ組合員ヲシテ之ヲ利用
セシム

四 奈良県配置壳薬商業組合の府県部

昭和十七年

会規程

府県部会規程

第一章 総 則

- 1 組合員ノ取扱商品ノ保管ニ必要ナル倉庫
- 2 組合員ノ取扱商品ノ運搬ニ必要ナル施設
- 3 組合員ノ取扱商品ノ撰別包装及荷造場

(ロ) 本事業ハ大体昭和十八年度ヨリ実施セントス

二 資金ノ貸付、貯金ノ受入

(イ) 本組合ハ組合員ニ対シ其ノ営業ニ必要ナル資金

ノ貸付及組合員ノ貯金ノ受入ヲ為ス

(ロ) 本事業ハ総代会ニ於テ計画ス

第一引受ケアリタル出資ノ総口数

一六、五八〇口

第三理事及監事住所氏名

一 理 事 (十六名)

二 監 事 (五名)

第三条 本会ハ奈良県配置壳薬商業組合（以下単ニ商業組合ト称ス）ノ営業統制ノ下ニ統制実施ヲ期スルコトヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ
 一 配置区域ノ整理但シ整理規程ハ別ニ定ム
 二 理事会ノ諮詢ニ応ヘ上申又ハ建議ヲ為ス
 三 商業組合ヨリ委任サレタル組合事務ノ代行

四 其他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第二章 役 員

第五条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

部 会 長 一 名

副部会長 二 名

幹 事 若干名

会 計 長 一 名

役員ハ当該府県ノ業態事情ニ精通セルモノニシテ部会

員中ヨリ選任シ理事会ノ承認ヲ得テ決定ス

任期ハ武ヶ年トス 但シ再選ヲ妨ケス

補欠ニ依リ就任シタル役員ハ前任者ノ残任期間トス

第六条 部会長ハ本会ヲ代表シテ其ノ事務ヲ總理ス

副部会長ハ部会長ヲ補佐シ部会長事故アル時ハ其ノ事

務ヲ代理ス 幹事ハ部会長ノ旨ヲ受ケ会務ヲ行フ 部

会長副部会長共ニ事故アル時ハ其ノ互選ニヨリ内一名

部会長ノ職務ヲ代理ス

第三章 会 議

第八条 部会総会及部会役員会ノ招集ハ部会長ニ於テ理

事長ノ承認ヲ得テ招集スルノ外必要ニ応ジ理事長之ヲ

招集スルモノトス

會議ノ議長ハ之ヲ招集シタルモノ之ニ當ルモノトス

第九条 本会ハ毎年二月末日ニ定期総会ヲ開催スルモノ

トス

特ニ必要アル時ハ臨時総会ヲ開催スルコトヲ得

定時総会ニ付議スベキ事項左ノ如シ

一部会役員ノ選任及解任

一部種事情ニ依ル部会業務ノ執行

一部会員ニ対スル経費ノ分賦

一部会員ノ商業組合除名ノ内申ニ関スル件

其他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル周知徹底事項等

第一〇条 役員ハ本会役員ヲ以テ組織ス

第一一条 役員会ハ左ノ事項ヲ議定ス

一部会員ノ所属府県登録ニ関スル件

一部会員ノ除名、加入脱退ノ内申ニ関スル件

一部会総会ニ提出スベキ議案

一 其他役員会ニ於テ必要ト認メタル事項

認ヲ受クルニ非ラザレバ其ノ効力無キモノトス

第一二条 部会會議及役員會議ノ招集決議其他ノ方法ハ

商業組合ノ總会及理事會ノ例ニ準拠スルコト

第一三条 部會長ノ招集シタル會議ニ於テハ其ノ經過顛

末ヲ遲滯無ク商業組合理事長ニ記録文書ヲ以テ報告ヲ

ナス事

第四章 経 費

第一四条 本会ノ所要経費ハ定時總会ニ於テ議定ヲ為シ

分賦金ヲ充当シ又ハ商業組合ヨリノ交付金ヲ以テ支出

ス

分賦金ヲ徵収スル場合ニハ理事會ノ承認ヲ受クルモノ
トス

第一分科委員殿

第一分科委員会開催通知ノ件

会長 岡村 一雄

奈良県壳藥營業整備委員會

昭和十七年十二月一日

昭和十七年

四 第一分科委員会開催の通知

今般左記ノ通り第一分科委員会開催仕候條出席相成度此
段及通知候也

付 則

一日 時 昭和十七年十二月五日午後一時

一 場 所 大和壳藥工業組合事務所

一 案 件 第一分科委員會則制定ノ件

全上役員選任ノ件

壳藥整備ニ關スル件

第一五条 本規程ヲ変更セントスルトキハ第一二条ニ依

ル總会ニ於テ半数以上出席シ議決權四分ノ三以上ヲ以

テ議決スルモノトス

第一六条 本会役員ノ選任、解任、規程ノ変更本会ノ解

散合併並ニ重要ナル業務ノ執行ニ關シテハ理事會ノ承

其
他

第一分科委員名簿（順不）

全	全	全	全	高	市	全	全	全	全	全	全	高	市	住
				市	郡							葛	市	所
阪	全	全	全	高	大	吐	田	御	掖	新	高	葛	郡	
合				取	正	郷	村	所	上	沢	取	御	新	
村				町	村			村	町	村	町	掖	上	

中	川	斎	山	梶	宮	米	中	米	米	安	中	森	南	増	岡
野	田	藤	中	谷	本	田	村	田	田	島	本	田	村		氏
由	滋	信	富	益	宗	政	駒	助	長	寅	太	覚	才	弥	一 名
太	郎	美	一	郎	美	次	次	治	正	七	兵	次	次	内	雄
郎											衛				

以
上

全	全	吉	全	全	磯	城	全	全	全	北	葛	城	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		野			郡					葛	郡										
天	全	大	平	多	香	馬	磐	新	新	船	越	真	天	今	八	敵	鴨	飛	高	市	
川		淀	野	久	山	見	城	庄	庄	倉	智	菅	満	井	木	村	公	鳥	村	村	
村		町	村	村	村	村	町	町	村	村	岡	村	村	町	町	町					

西	仲	辻	松	和	元	安	仲	赤	吉	平	杉	藤	辻	細	森	米	吉	吉	吉	中	
村	川	本	原	田	根	本	嶋	井	田	山	本	本	川	田	田	田	原	田	井		
清	房	嘉	利	義	彦	昌	弥	伊	櫛	太	吉	作	利	義	福	三	重	久	龍	宗	
五	五	次	左	三	七	七	七	太	太	次	治	治	吉	賢	治	三	治	四	四	藏	美
郎	郎		衛	郎	作	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎		

宇智郡五條町	北山 藤一郎
奈良市橋本町	柳生庄蔵
南葛城郡御所町	中島太郎
全 葛 村	南芳雄
高市郡高取町	豊島昌隆
全 阪合村	米田元
宇智郡五條町	北山寛造
山辺郡朝和村	出口藤太郎

幹事ハ委員長ノ推薦ニヨリ会長之ヲ委嘱ス

第四条 本会ニ於テ決定シタル議事ハ更ニ總会ニ於テ報告シ承認又ハ決議ヲ要スルモノトス

第五条 本会々議及議決ハ売薬營業整備委員会々則第十三条乃至第十九条ヲ準用スルモノトス

四 第一回第一分科委員会の議案

昭和十七年

昭和十七年十二月五日

(第一回) 第一分科委員会

売薬營業整備委員会

会長 岡村 一雄

第一号議案

第一分科委員会々則制定ノ件 原案可決

詮衝委員 宮本宗雄	中村駒治郎	米田長七
森田福賢	藤本作治郎	北山藤一郎
仲嶋弥七郎	和田義徳	辻本嘉七

第二号議案

委員長及副委員長ハ委員ニ於テ互選シ会長之ヲ定ム

役員選任ノ件

(壳薬、新薬、新製剤、外国薬品ヲ含ム)

委員長 一名 〔松原利左衛門〕

副委員長 二名 〔川田滋美 中村駒治郎〕

幹事 若干名

森本覚次郎
吉田久四郎
和田 義徳

米田 長七
細川 義三
仲川房次郎

宮本宗雄
赤井伊太郎
北山藤一郎

(九名) 配置
本舗壳薬資格者 九十八人
輸出 四百九十一人

第三号議案

壳薬営業整備ニ関スル件

生産高ニ於テ 本舗輸出 七百七十六万二百九十六円

決議

一県一社ハ理想ナルモ県下ノ状況ニ鑑ミ十社ニ拠テ整備スルコトガ妥当トス

第一分科幹事会会議メモ

午前十一時開会 於 久米寺

出席者 県側 玉木 塩岡

松原 川田 中村 岡村 南 増田 宮本 赤井 細川
和田 北山 川西 米田 森本

药品方ノ改正要旨

実施ハ明年四月? 壳薬法ハ消滅シテ 薬品法ニ根拠セラレ

药品方及局方外药品

改正後ニ於ケル壳薬

処方ノ公開ヲ要ス 免許ハ厚生省之行フ 性分、効能ノ判別

シ難キモノハ厚生省ノ意見ノミニ拠ラズ別ノ機関(試験所)

ニ於テ研究セシメテ許否決定セラル

本舗壳薬資格者

九十八人

配 置

四百九十一人

輸 出

四五 壳薬営業整備委員会第一分科委員

会の議案

昭和十七年十二月十八日 第一分科委員会

昭和十七年

委員長 松原利左衛門

壳薬営業整備ニ関スル件

一 新企業体ノ数

		本舗一 輸移出一 配置八 計拾社トス
	二 整理統合ノ態様（新設合併）	
	既存営業者法人個人全部解散又ハ廃業スルモノトス	
	三 新企業体ニ関スル事項	
(1) 名称		資本金
(イ) 本舗（仮称） 奈良県本舗壳薬株式会社		(イ) 配置（仮称） 奈良県南葛東部壳薬株式会社
協定地域		協定地域
資本金		資本金
(ロ) 輸移出（仮称） 奈良県輸移出壳薬株式会社		(ロ) 配置（仮称） 奈良県南葛西部壳薬株式会社
協定地域		協定地域
資本金		資本金
(ハ) 配置（仮称） 奈良県高市東部壳薬株式会社		(ハ) 配置（仮称） 奈良県北葛壳薬株式会社
協定地域		協定地域
資本金		資本金
(ニ) 配置（仮称） 奈良県高市西部壳薬株式会社		(ニ) 配置（仮称） 奈良県磯城以北壳薬株式会社
協定地域		協定地域
資本金		資本金
(シ) 配置（仮称） 奈良県吉野宇智壳薬株式会社		(シ) 配置（仮称） 奈良県吉野宇智壳薬株式会社
協定地域		協定地域
資本金		資本金

以上

統合ハ協定地域内ニ参加セシムルヲ原則トシ同志的、任意的統合ハ特別事情アル以外認メザル事

進涉ヲ期シ企業經營ヲ容易ナラシメ生産性昂揚ヲ図リ整備要綱ノ趣旨徹底ヲ理想トシ漸ヲ追フテ老企業体ノ目標ニ邁進セントスルモノナリ

一 新企業体ノ数

四六 第十二回壳薬營業整備委員会の議

案

昭和十七年

昭和十七年十二月廿一日（第十二回）

壳薬營業整備委員会

会長 岡村 一雄

個人 全

八百三十八

以上ヲ以テ配置八、本舗一、輸移出一、計拾企業体ヲ設立ス

議案第一号

壳薬營業整備ニ関スル件

九月三十日付提出シタル奈良県壳薬營業整備計画書ハ配

置、本舗、輸移出ノ生産者全部ヲ以テ壳企業体ヲ設立ス

ルニ決定シタルモ全県下ニ分散セル配置、本舗、輸移出
二 整理統合ノ態様（新設合併）

本舗、輸移出、配置共ニ新タナル企業体ヲ新設シ既存營業者法人、個人全部解散又ハ廃業スルモノトス

三 新企業体ニ関スル事項

(1) 名称

(2) 資本金

(イ) 本舗（仮称） 奈良県本舗壳薬株式会社

地 域 県下一円

十六年生産実績 五百万円

ノ三業態ニシテ相異ナル生産販売業者ヲ单一企業体ノ傘下ニ統合スルニハ余リニモ地域広汎ナルノミナラズ生産額厖大ナルト業者多数等整理ノ実現至難ナルヲ以テ一県一社的構想ノ下ニ左記ノ通り拾企業ニ分割設立シ整備ノ